

「育児休暇あけ、苦労したこと」

ワークライフバランス部 松井 歩美

「あれ、私の賞与、社会保険料免除されてない!？」発見したのは育児休暇から復帰して1年がたった頃でした。先輩ママから聞いていた賞与でも免除されるはずの社会保険料。実際に自分の給料明細を確認してみると、免除されていませんでした。

当時、育児制度の周知や取得の確認することが義務化されておらず、私もなにがなんだか分からないうちに産前産後休暇、育児休暇に入りました。子供が生まれたらどんな手続きが必要なのか、どんなものが給付、免除されるのか分からず、会社側に問い合わせをしても的を得た回答が得られないこともありました。自分で確認しようと、厚生労働省のホームページを見ても見慣れない言葉がずらり。初めてのことだらけで疲弊していた私は、確認を怠っていました。これでいいのだろうかと育児休暇を開け、先輩ママより「育児休暇中の賞与も社会保険料が免除されるよ」とのこと。そこで改めて自分でも調べたところ、社会保険料はやはり免除されるとのことでした。制度を知らないだけで経済的にも負担が大きくなってしまったということが分かりました。

現在、多くの病院・施設では出産や育児に関する制度が整備され、担当部署の方が手続きを進めてくださっていると思います。しかし、やはり自分でもしっかりと育児制度を知っておく必要があると感じました。それと同時にもっと簡易的にわかりやすく育児制度について広めていく必要があると感じました。調べていくと、自分から会社に申し出ること、時短勤務でも子供が3歳になるまで社会保険料の負担は免除されても、年金額は産休前の収入を基に計算してくれる制度もありました。私はこのワークライフバランス部での活動を通し、男性にも女性にも育児制度についてまずは興味をもってもらえたらと思っています。

2022年秋からは男性版産休が新設されるため、男性もより多くの方が制度を利用すると思います。すべての制度を理解することは難しいとはおもいますが、育児をしない方も興味を持っていただき、産前産後休暇の知識や育児休暇を取りやすい環境づくりをしていく必要があると思います。